

安全データシート ドジョウピクリン

1. 製品及び会社情報

製品の名称

製品名／別名／製品コード： ドジョウピクリン ニッカドジョウピクリン

会社情報

会社名： 日本化薬株式会社

住所： 東京都千代田区丸の内 2 丁目 1-1

担当部門： アグロ事業部

電話番号： 03-6731-5325

FAX番号： 050-3730-8045

緊急連絡先： 平日・昼間 アグロ事業部（電話番号03-6731-5325）

休日・夜間 鹿島工場（電話番号0479-46-2753）

メールアドレス： agro.info@nipponkayaku.co.jp

用途及び使用上の制限： 農薬（土壌くん蒸剤）

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 区分4

健康に対する有害性

急性毒性（経口） 区分4

急性毒性（経皮） 分類できない

急性毒性（吸入：蒸気） 区分1

皮膚腐食性・刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分1

呼吸器感作性 分類できない

皮膚感作性 区分1

発がん性 区分2

生殖毒性 区分に該当しない

特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（気道刺激性、麻酔作用）

特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（中枢神経系、呼吸器）

区分2（血液系）

誤えん有害性 区分1

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期（急性） 区分1

水生環境有害性 長期（慢性） 区分1

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

安全データシート ドジョウピクリン

GHS ラベル要素

絵表示またはシンボル：



注意喚起語：

危険

危険性有害性情報：

可燃性液体

飲み込むと有害

吸入すると生命に危険

皮膚刺激

重篤な眼の損傷

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいの疑い

発がんのおそれの疑い

長期又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器の障害

長期又は反復ばく露による血液系の障害のおそれ

水生生物に非常に強い毒性

長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

[安全対策]

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

呼吸用保護具を着用すること。

保護手袋／保護眼鏡／保護面／保護衣を着用すること。

屋外又は換気の良い区域でだけ使用すること。

蒸気、ミストを吸引しないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

必要な時以外は環境への放出を避けること。

[応急措置]

火災の場合

消火するために、粉末消火剤、乾燥砂、噴霧水、耐アルコール性消火剤を使用すること。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
口をすすぐこと。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合

医師の診断／手当を受けること。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

安全データシート ドジョウピクリン

眼に入った場合	直ちに医師に連絡すること。 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを容易に外せる場合には外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合	直ちに医師に連絡すること。 医師に連絡すること。 気分の悪い時は、医師の診察／手当を受けること。
汚染された衣服 漏出物	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 漏出物を回収すること。
[保管（貯蔵）]	換気の良い場所で保管すること。 容器を密閉しておくこと。 施錠して保管すること。
[廃棄]	内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 使用済み容器は、他の用途に使用しないこと。
他の危険有害性	—

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名

クロロピクリン(Chloropicrin) CCl_3NO_2
ニトロトリクロロメタン(Nitrotrichloromethane)
トリクロロニトロメタン(Trichloronitromethane)

成分及び含有量

成分	含有量 (%)	CAS番号	官報公示番号	
			化審法	安衛法
クロロピクリン	80	76-06-2	2-199	2-(10)-34 2-(10)-58
灯油	20	8008-20-6	9-1702	—
危険有害成分		クロロピクリン（劇物） 混合物のドジョウピクリン（劇物、指定可燃物）	灯油（危険物第4類第2石油類）	

4. 応急措置

ばく露経路による応急措置

吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合	皮膚を速やかに洗浄すること。 多量の水と石鹸で洗うこと。
眼に入った場合	直ちに医師に連絡すること。 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合	直ちに医師に連絡すること。

安全データシート ドジョウピクリン

口をすすぐこと。催吐は行わない。

気分の悪い時は、医師の診察／手当を受けること。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。

汚染された衣類を脱ぎ再使用する場合には洗濯すること。

予想される急性症状

吸入や飲み込んだ場合：腹痛、咳、下痢、めまい、頭痛、吐き気、
咽頭痛、嘔吐、脱力感。

皮膚に触れた場合：発赤、痛み。

眼に入った場合：発赤、痛み、かすみ眼。

予想される遅発性症状の最も重要な
徴候症状

肺水腫

応急措置をする者の保護

口対口の人工呼吸は行わない。

処置室を最大限に換気し、救助者は有害物質に触れないよう手袋、
防毒マスクを着用する。

汚染された衣類は気密性のある容器で保管する。

大量服用例には、初療を屋外で行うことも考慮する。

医師に対する特別な注意事項

特異的解毒剤・拮抗剤はない。基本的措置を行った後、対処療法を
行う。

二次汚染の可能性が高いので対策を行ったうえで治療する。

処置室を最大限換気し、処置時には有害物質に触れないよう、手袋、
防毒マスク、ゴーグル、防護衣を着用する。

汚染された衣類は気密性のある容器で保管する。

大量服用例には初療を屋外で行うことも考慮する。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

小火災：二酸化炭素（シアン化合物は除く）、粉末消火剤、
乾燥砂、耐アルコール性泡消火剤

大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

使ってはならない消火剤

棒状放水

特有の危険有害性

火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれ
がある。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

特有の消火方法

炎及び高温のものから遠ざけること。危険でなければ火災区域から
容器を移動する。

容器内に水を入れてはいけない。

消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保護具や
モニター付きノズルを用いて消火する。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

安全データシート ドジョウピクリン

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び
緊急措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
作業者は適切な保護具（「8 ばく露防止及び保護措置」の項を参照）
を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸引を避ける。
適切な保護衣を着用していない時は、破損した容器あるいは漏洩物に
触れてはいけない。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の
保護衣を着用する。
風上に留まる。
低地から離れる。
密閉された場所は換気する。
河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
環境中に放出してはならない。

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法及び機材

回収・中和

少量の場合には、乾燥した土、砂あるいは珪藻土等の不燃性物質で
吸収させて密閉できる空容器に回収する。
大量の場合には、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて
から処理する。

封じ込め及び浄化の方法

盛土で囲って流出を防止し、必要に応じて分解剤で処理する。その後
大量の乾燥した土砂等をかけて覆い、十分に吸着させ、吸着・分解物
はポリ袋やドラム缶に密封する。

二次災害防止策

炎及び高温のものから遠ざけること。
すべての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の
禁止）。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
容器内に水を入れてはいけない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い上の注意事項

火災、爆発防止などの技術的対策
取扱者のばく露防止策

熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。
空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行う
こと。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面/を着用すること。
情報なし

エアロゾル・粉じんの発生防止策

保管上の注意事項

混触させてはいけない化学物質

酸化剤

安全データシート ドジョウピクリン

保管条件(適切及び避けるべき条件) 加熱、衝撃、光
容器包装材料 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
金属缶

8. ばく露防止及び保護措置 (クロロピクリンとして記載)

管理濃度 設定されていない

許容濃度 (ばく露限界値、生物学的指標)

ACGIH TLV-TWA 0.1 ppm A4

日本産業衛生学会 0.1 ppm 0.67 mg/m³

設備対策 この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。
完全密閉系及び完全密閉装置でのみ取り扱うこと。
気中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。
高熱取り扱いで、工程でミストが発生する時は、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸用保護具 適切な呼吸器保護具を着用すること。
ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。

手の保護具 適切な不浸透性の保護手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。
化学飛沫用のゴーグル及び規格にあった顔面保護具を着用すること。
安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起りうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。

皮膚及び身体の保護具 適切な不浸透性の保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 液体
色 無色
臭い 催涙を伴う刺激臭
融点／凝固点 クロロピクリン：-64℃
沸点又は初留点及び沸騰範囲 クロロピクリン：112℃
可燃性 可燃性あり
爆発限界及び爆発上限界／可燃限界 データなし
引火点 75℃
自然発火点 データなし
分解温度 データなし
pH データなし

安全データシート ドジョウピクリン

動粘性率(動粘度)	データなし
溶解度	クロロピクリン 0.162 g/100 mL (水、25°C) ベンゼン、アルコール、二硫化炭素と混和、エーテルに可溶
n-オクタノール／水分配係数(Log値)	クロロピクリン：logP _{OW} =2.1
蒸気圧	クロロピクリン：2.7 kPa (20°C)
密度及び／又は相対密度(比重)	比重 1.4 (15°C、水=1)
相対ガス密度	クロロピクリン蒸気 比重 5.7 (空気=1)
粒子特性	データなし
その他のデータ(任意)	—

1 0. 安定性及び反応性

反応性	熱／光分解 アルカリによる分解
化学的安定性	酸に安定、アルカリに不安定
危険有害反応可能性	加熱や光の影響下で分解して、有毒ヒュームのニトロシルクロリドとホスゲン、窒素酸化物を発生する。
避けるべき条件	加熱、光、衝撃
混触危険物質	アルカリ
危険有害な分解生成物	ニトロシルクロリド、ホスゲン、窒素酸化物

1 1. 有害性情報

急性毒性 (経口)	クロロピクリンのラットを用いた経口投与試験のLD ₅₀ =250 mg/kgと未知成分補正の加算式により求めたATEmix値に基づき、区分4とした。
(経皮)	データなし
(吸入：ガス)	データなし
(吸入：蒸気)	クロロピクリンのラットを用いた吸入ばく露試験と未知成分補正の加算式により求めたATEmix値に基づき、区分1とした。
(吸入：粉じん／ミスト)	データなし
皮膚腐食性／刺激性	区分2のクロロピクリンを80%、石油系炭化水素を20%含む。 [区分2]
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分1のクロロピクリンを80%含む。 [区分1]
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性：データなし 皮膚感作性：区分1のクロロピクリンを80%含む。 [区分1]
生殖細胞変異原性	変異原性を有する成分を含まない。
発がん性	区分2の石油系炭化水素を20%含む。 [区分2]
生殖毒性	知見なし。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分3(気道刺激性、麻酔作用)の石油系炭化水素を20%含む。 [区分3(気道刺激性、麻酔作用)]
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1(呼吸器系、中枢神経系)、区分2(血液)のクロロピクリンを80%含む。

安全データシート ドジョウピクリン

誤えん有害性

[区分1(呼吸器系, 中枢神経系)、区分2(血液)]
区分1の石油系炭化水素を20%含み、かつ40℃での動粘度が20.5 mm²/s以下であると推察される。
[区分1]

1 2. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)

区分1のクロロピクリンを80%含む。

[区分1]

水生環境有害性 長期(慢性)

区分1のクロロピクリンを80%含む。

[区分1]

陸上生物急性有害性

データなし

残留性・分解性

データなし

生体蓄積性

データなし

土壤中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

データなし

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物：

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは
地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理
する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分に
告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装：

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の
基準に従って適切な処分を行う。

空容器を破棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送

IMOの規制に従う

航空輸送

輸送禁止

国連番号

1583

国連品名

CHLOROPICRIN MIXTURE

国連危険有害性クラス

6.1

副次危険性

—

容器等級

I

海洋汚染物質

非該当

MARPOL 7 3/7 8 付属書2及び

—

IBCコードによるばら積み

輸送される液体物質

国内規制

海上輸送

船舶安全法の規制に従う

航空輸送

輸送禁止

安全データシート ドジョウピクリン

陸上輸送
緊急時応急措置指針番号
輸送上の特別安全対策及び条件

毒劇法の規制に従う
154
—

1 5. 適用法令

農薬取締法：
消防法：

登録番号：5329
・届出を要する物質(200 kg以上) (法第9条の3 政令第1条の10)
・可燃性液体類(2m³以上) (法第9条の4 政令第1条の12 指定可燃物別表4)

毒物及び劇物取締法：
労働安全衛生法：

劇物 (指定令第2条の2 7 クロロピクリンを含有する製剤)
名称等を表示すべき有害物
(法第57条、施行令第18条)
名称等を通知すべき有害物
(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
(政令番号 第153号 クロロピクリン、含有率80%)
(政令番号 第380号 灯油、含有率20%)

以下のものは、労働安全衛生規則第594の2 (皮膚等障害化学物質) の皮膚刺激性有害物質に該当

名称	番号	含有率
クロロピクリン	—	80%

以下のものは、労働安全衛生規則第594の2 (皮膚等障害化学物質) の皮膚吸収性有害物質に該当

名称	番号	含有率
灯油	161	20%

以下のものは、労働安全衛生規則第577の2第2項 (濃度基準値設定物質) に定める物に該当

名称	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
クロロピクリン	設定なし	0.1 ppm

化学物質排出把握管理促進法
(化管法)：

以下のものは、指定化学物質に該当

名称	種別	含有率
クロロピクリン	第一種指定物質	80%

化学兵器禁止法：

第2種指定物質・毒性物質 (施行令第3条別表3第3欄)

労働基準法：

疾病化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)

道路法：

施行令19条の12 水底トンネルの通行の禁止又は制限物質

船舶安全法：

毒物類・毒物 (危規則第2、3条危険物告示別表第1)

港則法：

施行規則第12条危険物 毒物類

水質汚濁法：

クロロピクリン 指定物質 (法 第二条 第四項の政令で定める物質)

航空法：

輸送禁止

外為法：

輸出貿易管理令第1条(輸出の許可)別表第1の3の項

1 6. その他の情報

安全データシート ドジョウピクリン

引用文献：	JIS Z 7252/7253:2019改正(国連GHS文書改訂6版(2015) 対応)
記載内容の問い合わせ先：	アグロ事業部 03-6731-5325
改訂の記録：	作成 1995年11月18日
	改訂 2004年3月8日
	改訂 2004年9月17日 組織変更に伴う部署名称変更
	改訂 2005年1月31日 旧文書（JIS 対応版）からの改訂
	改訂 2005年5月26日 記載事項の変更
	改訂 2006年6月6日 記載事項の変更
	改訂 2009年10月1日 PRTR 法改正に伴うクロピクの番号変更に伴う改訂
	改訂 2010年12月14日 GHS 版移行に伴う改訂
	改訂 2012年6月11日 水濁法指定物質記載 法改正に伴う PRTR 番号省略
	改訂 2014年8月18日 本社移転に伴う住所変更
	改訂 2022年1月11日 JIS Z 7252, 7253(2019) への対応 ニッカドジョウピクリンも製品欄に記載
	改訂 2022年9月29日 15項 化管法の記載事項 追加
	改訂 2023年2月10日 GHS分類の見直し
	最終改訂 2024年2月10日 労働安全衛生規則改正に伴う改訂

災害事例

- (1) 貨物運送業の作業者が、輸入豆類のくん蒸をしたところ、粘膜刺激・歩行困難・倦怠感などの症状を起こし、入院した。
- (2) 倉庫でくん蒸作業中に、誤ってクロロピクリンを頭から浴び、マスク内に同薬液が侵入し、その蒸気を吸い込んだため、肺炎を起こして翌日死亡した。
- (3) 倉庫内の荷の積卸し作業中、クロロピクリン入りのガラスびんを誤って落としたため、びんがこわれてクロロピクリンがこぼれて体に付着し、皮膚および呼吸器が障害を受けた。
- (4) ゴミ収集車からゴミを排出する際、ゴミピットの付近にいた作業員15 名が目の痛みや中毒症状を示した。

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等のデータや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。すべての化学製品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い申し上げます。また、記載事項は通常の取り扱いを対象にしたものですので、特別な取り扱いをする場合には新たに用途、用法に適した安全対策を実施のうえ、お取り扱い願います。